

議案第18号

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐倉市国民健康保険税条例（昭和34年佐倉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」の次に「（という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該額が同条第37項の金額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、当該金額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」

を「法」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,820円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について128円とする。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「22万円」を「26万円」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の佐倉市国民健康保険税条例（以下「新条例」とい

う。)の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(今後の措置)

- 3 市は、新条例第2条第5項に規定する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額に係る減額について、この条例の施行前に、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)において示される当該減額に係る基準に従い、必要な措置を講ずるものとする。